

家庭ごみの減量化について

I 家庭ごみ有料化制度の検討

- 1 家庭ごみ有料化制度の概要
- 2 手数料の徴収方法
- 3 手数料の料金体系
- 4 有料化の対象外ごみ及び負担軽減措置（減免対象）
- 5 不適正排出や不法投棄への対策
- 6 中核市の導入状況
- 7 導入自治体への視察調査報告
- 8 県内自治体の有料化制度導入の現状

II 重点施策の取り組み状況

- 1 プラスチック資源一括回収
- 2 ごみ減量化に向けた啓発事業

I 家庭ごみ有料化制度の検討

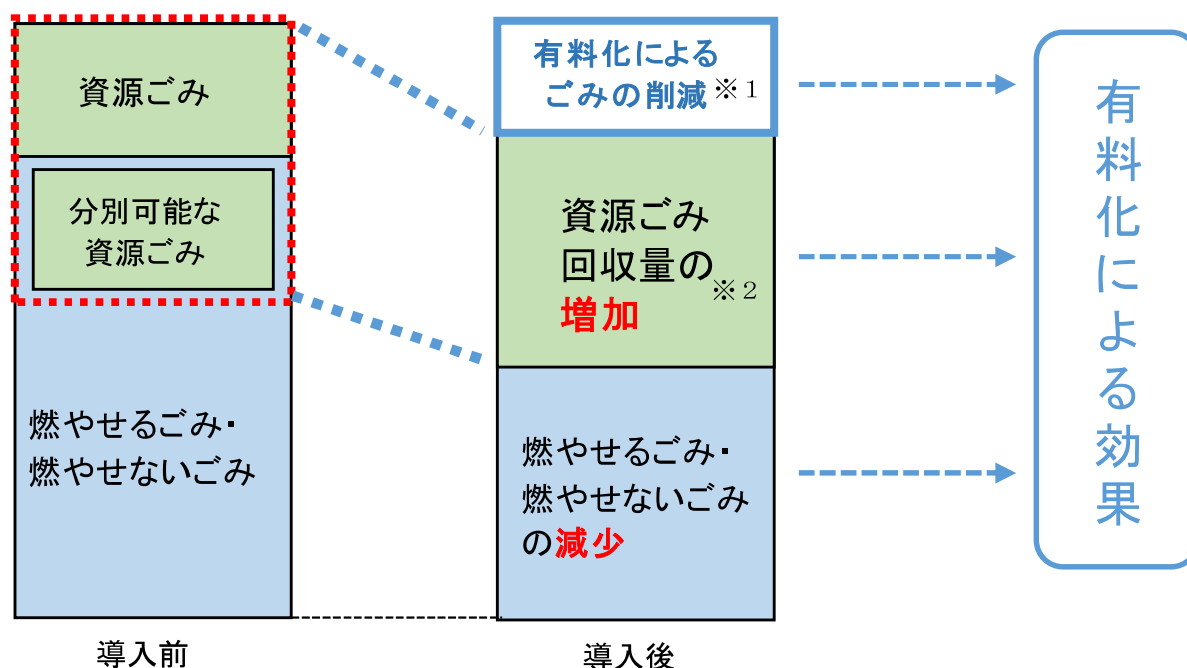
1 家庭ごみ有料化制度の概要

家庭から排出されるごみ処理費用の一部を手数料として徴収することにより、住民の消費行動の変容を促し、ごみの発生を抑制する仕組み。

(1) 導入により期待する効果

- ・ごみ処理手数料を負担することにより、ごみ排出時の費用負担をできるだけ軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、ごみの発生量が抑制される。
- ・ごみの排出量に応じて手数料を徴収することで、排出量が多い人と少ない人の負担の差が明確になり、費用負担の公平性が確保される。
- ・市民のごみに対する関心が一層高まり、ごみの排出抑制や分別などの行動変容が促される。
- ・焼却ごみの減量により、二酸化炭素の排出量を削減できる。

(2) 導入によるごみの減量イメージ



※1 ごみ排出時の費用負担を軽減しようとすることで、ごみの削減が図られる。

※2 燃やせるごみ、燃やせないごみの中に含まれている資源ごみを分別排出することで、資源ごみ回収量が増加する。

(3) 全国の有料化制度実施状況

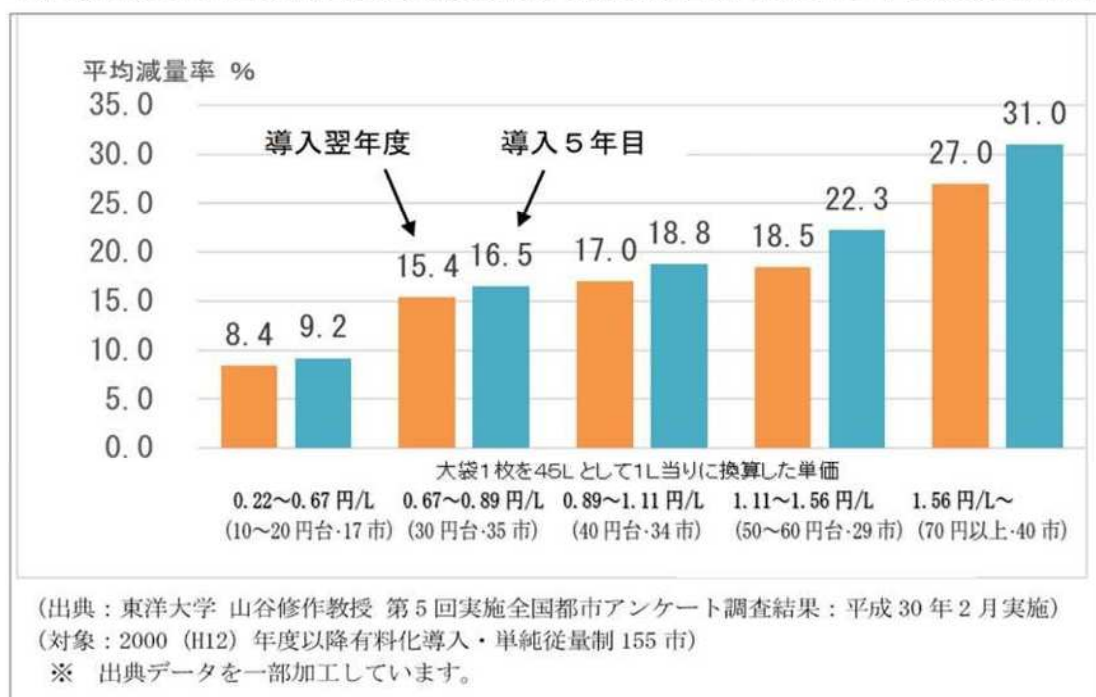
全国市区町村の有料化実施状況(2024年4月現在)

		有料化実施	有料化実施率
市区	815	486	59.6%
町	743	541	72.8%
村	183	121	66.1%
市区町村	1741	1148	65.9%

出典「ごみ減量資料室ホームページ掲載資料(代表:山谷修作東洋大学名誉教授)」

(4) ごみ排出量の減量効果

【手数料水準とごみ排出量の減量効果(制度導入翌年度と5年後の減量率)】



上記のグラフから、有料化制度を導入することで、一定の減量効果が見込めることや、導入翌年度及び5年目においても継続してその効果があることが分かります。また、10当たりの手数料単価が高いほど減量率も高くなることが分かります。

2 手数料の徴収方法

手数料を専用ごみ袋に上乗せする「専用ごみ袋方式」とシールに上乗せする「シール方式」があり、全国の導入自治体の約 90%が「専用ごみ袋方式」を採用しており、専用ごみ袋に入らない大きさや形状の家庭ごみを排出する場合にはシール方式を利用する「併用方式」を採用しているケースもある。

(1) 全国の状況（環境省手引き掲載資料）

専用ごみ袋方式 496自治体（89.7%）
併用方式 35自治体（6.3%）
シール方式 22自治体（4.0%）

(2) 中核市の状況（有料化を導入している19市）

徴収方法	中核市名
専用ごみ袋方式 (13市、68%)	八戸市、秋田市、八王子市、金沢市、下関市、鳥取市、松江市、高松市、佐世保市、久留米市、大分市、宮崎市、那覇市
併用方式 (6市、32%)	函館市、旭川市、山形市、水戸市、長野市、呉市

※ 専用ごみ袋方式を採用している13市においても、粗大ごみ（大型ごみ）の処理においては、粗大ごみ処理券や粗大ごみシールを使用している。

(3) 県内の状況（有料化を導入している10市町）

徴収方法	割合	市町名
専用ごみ袋方式	60%	高岡市、氷見市、小矢部市、砺波市、南砺市、射水市
併用方式	40%	魚津市、黒部市、入善町、朝日町

(4) 専用ごみ袋方式とシール方式の特徴

	専用ごみ袋方式	シール方式
ごみの出し方	容量別の専用ごみ袋に入れ、口を縛って出す。	指定ごみ袋やレジ袋、半透明の袋などに貼り付けて口を縛って出す。
収集作業への影響	専用ごみ袋かどうかを容易に見分けることができ、円滑な収集作業が可能になる。	シールが貼付されているかどうかを見分けるのに時間がかかり、収集作業効率が低下する。
取扱いやすさ等	ごみ袋は一般的であり、取扱いは容易である。 まとまると重くなり、かさばるため取扱いにくくなる。	小さく軽いため取扱いは容易であり、まとまっても取扱いやすい。
大きなごみへの対応	ごみ袋に入らないものがある。 （「粗大ごみ」として処理券・シールを貼り付けしている例もある）	ごみ袋に入らなくてもシールを貼付することができる。

① 専用ごみ袋方式…大きいごみの出し方の例（金沢市）

可燃ごみ	ごみ袋に入らないもののうち、70cm 以下のものは45ℓの専用ごみ袋を貼付又は縛りつけて集積場に出す。一番長い辺が70cmを超えるものは有料粗大ごみとして66品目指定し、回収日時を予約して「ごみ処理券」を貼って出す。（一番長い辺が140cm以下は500円、一番長い辺が140cmを超えるものは1,000円の「ごみ処理券」を貼って玄関前に出す。）
不燃ごみ	ごみ袋に入らないものには、45ℓの専用ごみ袋を貼付または縛りつけて出す。

② シール方式（阿賀野市）

対象	可燃ごみ（不燃ごみ、資源ごみはシール貼付不要）		
排出	透明なビニール袋にシールを1枚（@50円）貼って集積場に出す。 シール1枚につき45ℓ以内の袋に重さ10kgまで出せる。		
配布	年2回、世帯人数に応じてごみシールが無料配布される。 無料配布したごみシールが無くなったら、市役所・各支所で購入する。 1シート10枚で500円		
	世帯人数	無料配布枚数	<参考> 1週間に2回収集日があり、1回の収集に1枚しか使用しない家庭では無料配布分のみで足りることになる。 52週×2回＝104枚
	1人	100	
	2～3人	140	
	4～5人	160	
	6～7人	180	
	8人以上	200	

③ シール方式（富田林市）

対象	可燃ごみ、粗大ごみ（資源ごみはシール貼付不要）		
排出	可燃ごみは、市推奨のごみ袋45ℓにはシール2枚、30ℓにはシール1枚を貼って集積場に出す。 45ℓ袋は乳白色の半透明、30ℓはブルーの半透明の袋となる。 粗大ごみは、直接シールを1枚貼って出すか、小物類はまとめて半透明の袋に入れてシールを1枚貼って出す。		
配布	年1回、世帯人数に応じてごみシールが無料配布される。 無料配布したごみシールが無くなったら、市役所、ごみ処理券取扱所で購入する。可燃ごみ30ℓ袋用1枚50円・45ℓ袋用1枚100円、粗大ごみ1枚500円		
		世帯人数	無料配布枚数
	可燃ごみ	1～2人	110
		3～4人	220
		5～6人	280
		7人以上	340
	粗大ごみ	1世帯につき	36

- ④ 併用方式…専用ごみ袋に入らない大きなごみにシールを貼付する例（長野市）
指定ごみ袋に入らない可燃・不燃ごみ（1m×50cm×50cm 以内のもの）は、粗大ごみシール（@40 円）を貼付し集積場に出す。

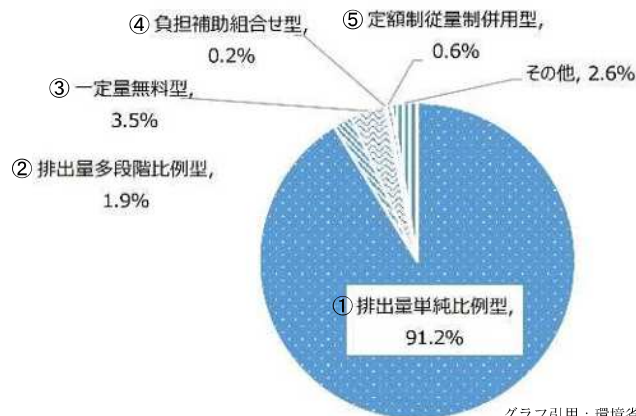
3 手数料の料金体系

（１）主な料金体系

① 排出量単純比例型	排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。
② 排出量多段階比例型	排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。
③ 一定量無料型	排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出量に応じて手数料を負担する方式。
④ 負担補助組合せ型	排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合、市が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式。
⑤ 定額制従量制併用型	一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。

※環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」より。

（２）全国の導入状況



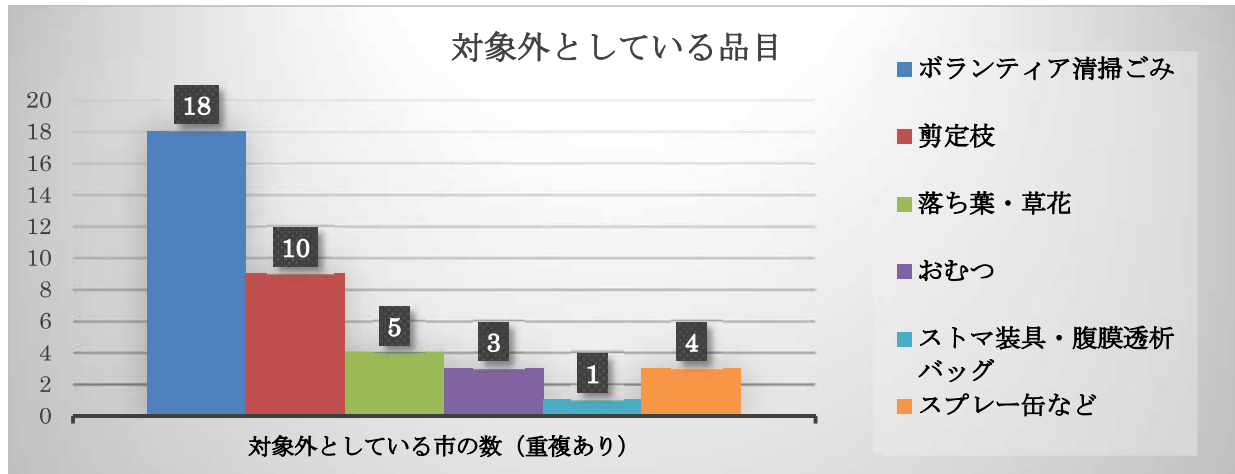
（３）中核市の状況（有料化を導入している 19 市）

料金体系	中核市名
① 排出量単純比例型 (18 市、95%)	函館市、旭川市、八戸市、秋田市、山形市、水戸市、八王子市、金沢市、長野市、鳥取市、松江市、下関市、高松市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、那覇市
③ 一定量無料型 (1 市、5%)	佐世保市

4 有料化の対象外ごみ 及び 負担軽減措置（減免対象）

（１）有料化対象外

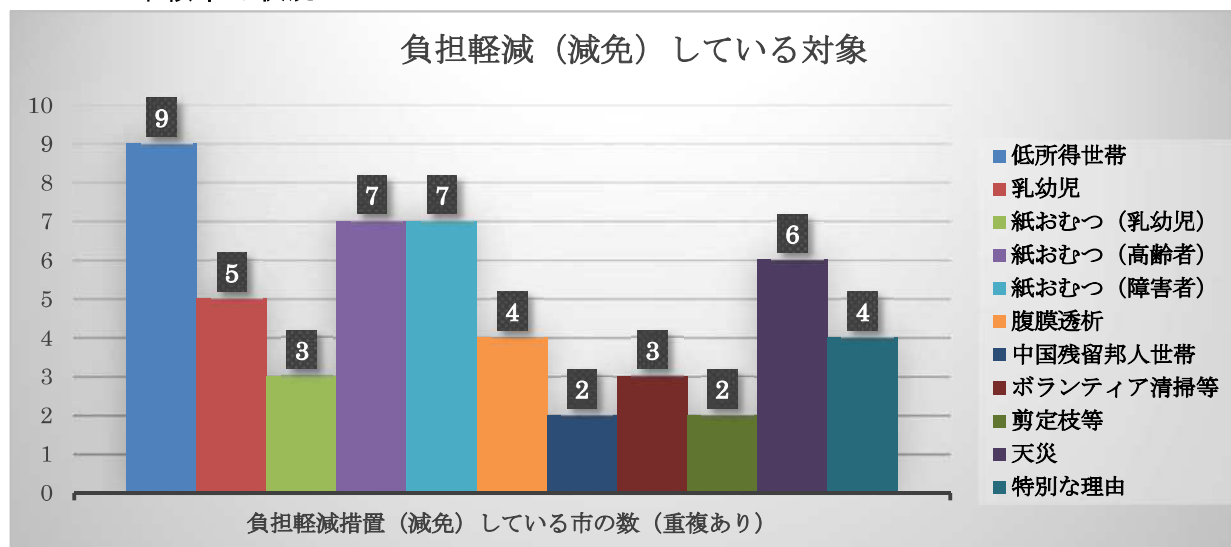
中核市の状況（資源ごみを除く）



（抜粋）

	対象外品目	運用・排出方法
金沢市	剪定枝・落葉・草花	紐でしばるか半透明の袋で出す(70Cm 以下)
	ボランティア清掃ごみ	ボランティア専用ごみ袋（無料配布）
	排泄管理支援用具（紙おむつ・ストマ装具）、腹膜透析バッグ	半透明の袋に入れて出す（袋に「おむつ」等と記入）
長野市	剪定枝、庭の草花、家庭菜園から出る茎葉、雑草、落ち葉、草花	紐でしばるか半透明の袋で出す(1m 以下) リサイクルしているため
	地区清掃ごみ	公共ごみ専用ごみ袋（無料配布・上限なし）
大分市	危険物等（スプレー缶、ライター、蛍光管等）	半透明ごみ袋
	剪定枝・落葉・草花	45 ℓ以内の透明・半透明の袋
	ボランティア清掃ごみ	ボランティア専用ごみ袋（申請に基づき無料配布）又は透明・半透明で出す

(2) 負担軽減措置（減免対象）
中核市の状況



(抜粋)

	対象	減免方法等
金沢市	天災、火災その他	特別な理由があるときは、申請により減免
長野市	乳幼児	専用ごみ袋（可燃ごみ用）を支給 3歳未満の乳幼児：大（30ℓ）を30枚／年 申請不要
	紙おむつ等常時使用者	専用ごみ袋（可燃ごみ用）を支給 紙おむつの常時使用者：大（30ℓ）60枚／年又は小（20ℓ）90枚／年 初回時に、介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳等と、紙おむつ使用の確認可能なものを持参し申請
	在宅腹膜透析実施者等	専用ごみ袋（可燃ごみ用）を支給 在宅における腹膜透析等に伴う多量の医療廃棄物の排出者：大（30ℓ）20枚／年又は小（20ℓ）30枚／年 初回時に、介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳等と、在宅医療用具の使用が確認できるものを持参し申請
大分市	生活保護法による生活扶助を受けている方	専用ごみ袋を支給 ・申請不要
山形市	世帯全員が市県民税非課税で、かつ所得がなく次の(1)～(3)のいずれかを満たす (1)高齢者世帯 (2)障害者世帯 (3)ひとり親等世帯	専用ごみ袋を支給 7月1日を基準日として対象者を抽出（申請手続不要） (1)高齢者世帯：7月1日現在で世帯全員が65歳以上 (2)障害者世帯： ・1級、2級の身体障害者手帳を所持 ・A判定の療育手帳を所持 ・1級の精神障害者保健福祉手帳を所持 (3)ひとり親等世帯：配偶者と死別または離別等により、妻または夫が18歳以下の児童（障害児は20歳未満）を扶養している世帯等
	生活保護世帯	専用ごみ袋を支給
	中国残留邦人世帯の低所得世帯	専用ごみ袋を支給

5 不適正排出や不法投棄への対策

(1) 不適正排出への対策（中核市）

函館市	パトロールによる不適正排出宅への訪問指導 広報誌・ラジオ放送等による周知、出前講座による周知
旭川市	ごみ適正排出協力員制度の実施 清掃指導員による不適正排出ごみの開封調査及び個別指導 集積場への啓発看板の設置 周辺利用者へのチラシの投函又は町内会員への回覧 ごみ分別収集カレンダー及び分別手引きの配付 出前講座の実施 優良クリーンステーション顕彰 排出マナー強化期間の設定
八戸市	集積所への啓発看板の設置（町内会等からの依頼による）
秋田市	集積所の巡回パトロール など
山形市	集積所への啓発看板の設置
水戸市	啓発パンフレット等の配布 美化推進員制度（集積所や地域環境の美化推進のため創設したが、現在廃止）
八王子市	ごみ・資源ごみの戸別収集 清掃指導員の戸別指導 出前講座等の啓発 集合住宅等用啓発ポスターの配布
金沢市	監視カメラや防止看板の設置（多発箇所対象）
長野市	市広報（広報紙、HP、LINE、分別アプリ）による分別啓発 集積所への啓発ポスター等の設置 ごみ分別強調月間（毎年10月）
鳥取市	啓発看板の設置
松江市	出前講座 ごみの出し方パンフレットの配布
呉市	ごみ出しカレンダー及びHPによる周知
下関市	特になし
高松市	啓発シールによる取り残し 啓発看板の作成協力
久留米市	啓発看板の設置 不適正排出物への警告ステッカーの貼り付け
佐世保市	地区担当職員による指導 集積場への啓発看板の設置 クリーン推進委員の任命
大分市	違反シールによる啓発 不適正排出集積場へ啓発看板の設置 不適正排出集積場への清掃指導員による早朝指導啓発（自治会と連携）
宮崎市	集積場への啓発看板の設置
那覇市	集積場への啓発看板の設置

(2) 不法投棄への対策（中核市）

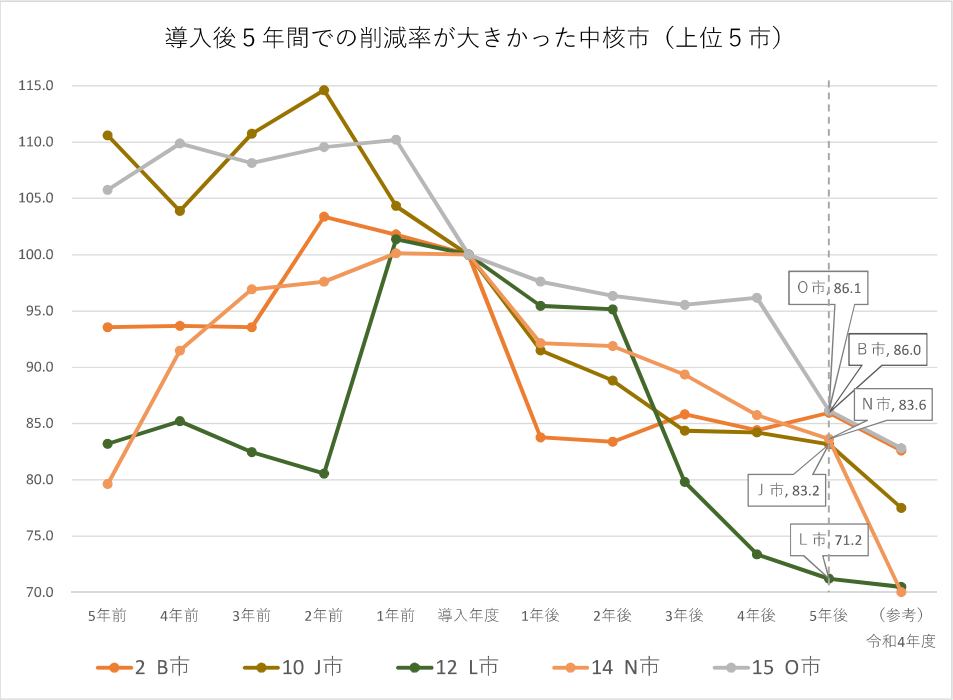
函館市	不法投棄監視パトロールの実施 不法投棄監視カメラの設置 不法投棄の早期発見・防止のための民間事業者等との協定	不法投棄禁止看板の設置 ホームページによる啓発
旭川市	不法投棄防止パトロール 監視カメラの設置	不法投棄禁止のぼり旗・看板の設置 不法投棄等防止パネル展
八戸市	監視カメラの設置	不法投棄防止パトロール
秋田市	不法投棄防止パトロール など	
山形市	不法投棄防止パトロール 監視カメラの設置	不法投棄防止看板の配布
水戸市	不法投棄防止監視カメラの設置	不法投棄防止看板の配布
八王子市	不法投棄防止パトロールの実施 民間事業者と連携・協働した不法投棄監視の実施（包括連携協定の締結） 不法投棄多発地点へ監視カメラ設置	防止看板の配布
金沢市	不法投棄撲滅キャンペーン 不法投棄監視パトロール	デジタルサイネージを利用した啓発活動 不法時防止ネットワーク会議
長野市	不法投棄パトロール及び回収	
鳥取市	市内 61 地区に 360 人の不法投棄監視員を委嘱 不法投棄監視員による地域内をパトロール 常勤職員が随時パトロール（東部管内）	監視カメラ、啓発看板の設置
松江市	廃棄物適正処理指導員（警察 OB）の配置 不法投棄防止パトロールの実施	不法投棄防止看板の交付
呉市	不法投棄防止パトロール 不法投棄物撤去	不法投棄禁止看板設置 ごみ出しカレンダーによる周知 など
下関市	不法投棄防止パトロールの実施 不法投棄監視カメラの設置 不法投棄禁止看板の作成	不法投棄ホットラインの設置 不法投棄等環境保全監視員の委嘱
高松市	監視パトロール	
久留米市	監視パトロール（職員による他、休日夜間、山間部については委託） 監視カメラの設置	ポスターの作成配布等による啓発活動
佐世保市	不法投棄パトロール	監視カメラ設置
大分市	不法投棄防止パトロール 監視カメラの設置	不法投棄禁止看板の配布
宮崎市	不法投棄指定箇所の定期パトロール	不法投棄通報による調査・指導
那覇市	不法投棄防止定期パトロール	不法投棄防止看板の貸与

6 中核市の導入状況（1人1日あたりの廃棄物量の変化等） ※導入年度の排出量＝100%として比較。

No.	中核市名	導入年月	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	導入年度	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	(参考) 令和4年度
1	A市	H14.4月	－	119.1	124.1	126.2	135.0	100	101.6	102.1	116.3	117.4	119.2	117.4
2	B市	H19.8月	93.6	93.7	93.6	103.4	101.8	100	83.8	83.4	85.8	84.4	86.0	82.6
3	C市	H13.6月	－	－	99.2	102.6	105.9	100	91.0	92.4	90.6	92.0	92.0	81.2
4	D市	H24.7月	110.4	105.5	104.4	102.8	101.0	100	94.7	93.8	91.4	89.8	88.8	86.2
5	E市	H22.7月	113.4	113.9	109.0	103.4	104.5	100	95.2	99.2	98.5	97.7	95.4	92.3
6	F市	H18.4月	105.8	105.1	106.2	100.7	116.0	100	99.6	97.0	94.8	99.2	96.4	79.9
7	G市	H16.10月	108.9	110.0	108.5	106.2	107.6	100	100.3	100.8	100.7	98.2	94.2	87.1
8	H市	H30.2月	105.8	104.0	102.3	101.3	99.7	100	86.6	87.7	89.2	87.6	－	85.3
9	I市	H21.10月	89.3	103.2	104.2	102.7	101.8	100	94.5	95.6	94.5	92.4	91.3	84.5
10	J市	H19.10月	110.6	103.9	110.7	114.6	104.3	100	91.5	88.8	84.4	84.2	83.2	77.5
11	K市	H12年	－	－	－	97.0	101.6	100	106.1	102.4	103.1	100.5	96.4	90.6
12	L市	H16.10月	83.2	85.2	82.5	80.5	101.4	100	95.5	95.1	79.8	73.4	71.2	70.5
13	M市	H15.6月	107.2	112.9	113.0	111.9	111.2	100	85.7	91.1	93.4	92.4	90.5	80.2
14	N市	H16.10月	79.6	91.5	96.9	97.6	100.1	100	92.1	91.9	89.3	85.8	83.6	70.0
15	O市	H17.1月	105.7	109.9	108.1	109.6	110.2	100	97.6	96.3	95.5	96.2	86.1	82.8
16	P市	H26.11月	100.7	99.3	98.4	99.7	99.9	100	95.1	93.2	91.7	90.7	92.8	93.0
17	Q市	H14.6月	－	101.6	104.4	108.5	105.8	100	95.9	96.9	116.5	92.5	89.3	84.7
18	R市	H14.4月	－	115.2	117.3	114.0	110.9	100	90.4	89.7	91.2	91.6	88.4	85.2

※環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より。平成9年度以前については比較できるデータがなかったため、平成10年度以降のデータを採用。

※久留米市は導入年度（H5）が古く比較するデータが無いため、除外。

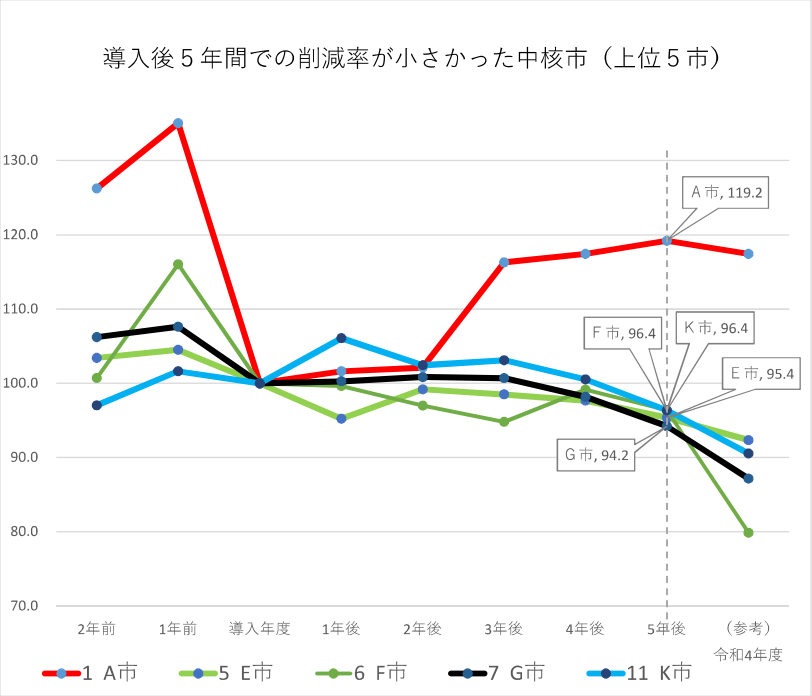


① 導入後5年間で削減率が大きかった中核市（上位5市）

順位	中核市名	可燃（円/ℓ）	不燃（円/ℓ）	手数料徴収方法	備考
1位	L市	1円	1円	専用袋・シール併用	R5.4～指定袋にバイオマスプラスチックを導入。指定袋の価格を抑えるため、可燃の45ℓ袋を廃止。
2位	J市	1.333円	－	専用袋・シール併用	対象は可燃とプラスチック、大型ごみの3種類（大型ごみはシール方式）
3位	N市	1.045円	1.045円	専用袋・シール併用	
4位	B市	2円	2円	専用袋・シール併用	
5位	O市	4.889円	4.889円	専用袋	

② 導入後5年間で削減率が小さかった中核市（上位5市）

順位	中核市名	可燃（円/ℓ）	不燃（円/ℓ）	手数料徴収方法	備考
1位	A市	2円	2円	専用袋・シール併用	
2位	F市	0.667円	0.667円	専用袋・シール併用	令和4年度との比較では、減量化は進んでいる
3位	K市	1.355円	0.422円	専用袋・シール併用	
4位	E市	1円	1円	専用袋・シール併用	
5位	G市	1.875円	1.875円	専用袋	



7 導入自治体への視察調査報告

令和4～5年度に実施した家庭ごみ有料化の導入済自治体への視察結果について、下記のとおり報告します。

(1) 各項目の調査結果

調査項目	茅ヶ崎市	金沢市	長野市
導入時期	R4.4月～	H30.2月～	H21.10月～
有料化の対象ごみ	燃やせるごみ、 燃やせないごみ	燃やすごみ、 埋立ごみ	可燃ごみ、 不燃ごみ
負担軽減措置	無料配布あり	無し	無料配布あり
手数料の料金水準・料金体系	10あたり2.0円	10あたり1.0円	10あたり1.0円 (※1)
手数料の徴収方法	専用ごみ袋方式	専用ごみ袋方式	専用ごみ袋・ シール併用方式
手数料収入の 主な使途	有料化経費、 施設整備費、 焼却灰の再資源化に 要する経費	指定ごみ袋製造経費、 ごみ集積場経費、 <u>地域コミュニティ活 性化経費</u>	ごみ収集運搬委託、 剪定枝処理委託、 資源集団回収報償金
不適正排出・ 不法投棄への対策	集積場への看板設置、 チラシの各戸配布、 監視カメラの設置	導入開始直後の巡回 指導員の配置 防犯カメラのリース 購入補助	シール貼付による指 導・警告
併用施策	<u>ごみ排出が困難な高 齢者・障害者世帯を対 象に直営で戸別収集 を実施（無料）</u>	生ごみ処理機補助 ダンボールコンポスト 堆肥回収システム	剪定枝葉のリサイクル 生ごみ処理機 コンポストの購入補 助
その他啓発の取組	ごみ収集車への周知 マグネット貼付、 コールセンターの設置		食品ロス削減の啓発 推進

(※1) 専用ごみ袋については、各自治体で予算化し製造・保管・配送する方式を採用するケースが多いが、長野市では許可を受けた事業者が専用ごみ袋を製造し、卸売事業者へ納入している。この方式は、在庫管理や専用ごみ袋製造に係る予算が不要であり、原材料の高騰等に左右されないというメリットがある。※受注管理は市で行う。

(2) 制度導入後の減量化の状況

① 茅ヶ崎市

令和4年4月以降の有料化制度導入以降、資源ごみ以外のごみ排出量は、約14.9%減量することができています。

(単位：t)

区分	R3	R4	R5	R3 比
総量(資源除く)	56,138	47,933	47,757	△14.9%
燃やせるごみ	48,703	43,569	42,993	△11.7%
燃やせないごみ	6,537	3,742	4,150	△36.5%
大型ごみ	898	622	614	△31.6%
資源ごみ	15,266	15,760	15,449	1.2%

② 金沢市

平成30年2月の有料化制度導入以降、ごみの総排出量は、約15.8%減量することができており、資源ごみについては、約5.2%増えています。

(単位：t)

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	H28 比
総量	102,406	102,599	88,741	89,894	90,928	88,935	86,253	△15.8%
燃やすごみ	84,813	83,479	69,251	70,215	71,324	70,139	68,357	△19.4%
埋立ごみ	3,427	3,971	2,997	3,057	3,408	3,251	2,996	△5.1%
資源ごみ	14,166	15,149	16,493	16,622	16,196	15,545	14,900	5.2%

③ 長野市

平成21年10月の有料化制度導入以降、ごみの総排出量は、約13.4%減量することができています。

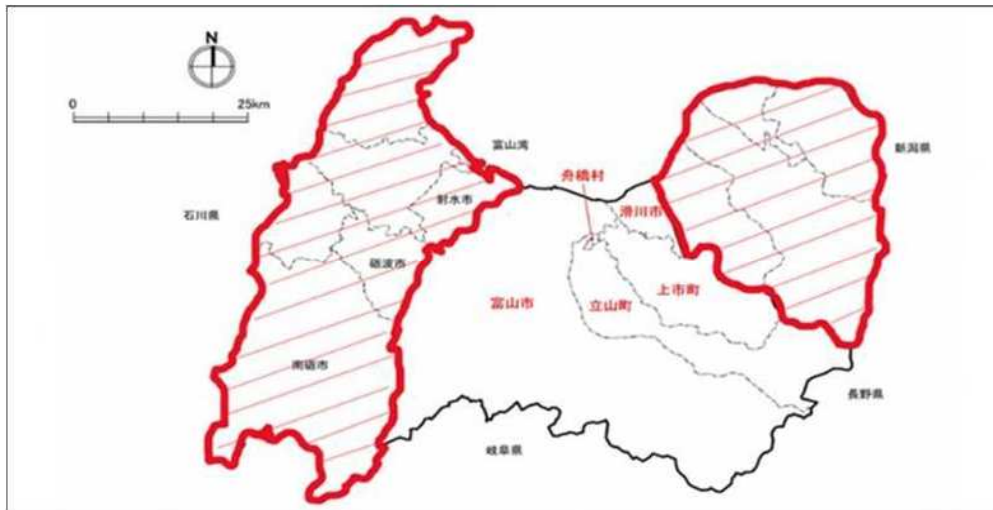
(単位：t)

区分	H20	H21	H26	R1	R5	H20 比
総量	84,239	84,419	77,661	73,868	72,936	△13.4%
可燃ごみ	62,202	60,164	54,123	51,930	51,882	△16.6%
不燃ごみ	5,495	6,498	4,930	4,724	4,346	△20.9%
資源ごみ	16,542	17,757	18,608	17,214	16,708	1.0%

8 県内自治体の有料化制度導入の現状

(1) 県内の導入状況

県内では、富山地区広域圏事務組合構成5市町村（富山市、滑川市、上市町、立山町、舟橋村）を除く10市町（※1）で導入されています。



※1 高岡地区広域圏事務組合（高岡市、小矢部市、氷見市）、砺波広域圏事務組合（砺波市、南砺市）、新川広域圏事務組合（黒部市、魚津市、入善町、朝日町）、射水市

(2) 県内自治体の制度概要

① 手数料の水準

県内では、45ℓの袋1ℓあたり0.4～0.75円の手数料水準としている自治体が多い。

1ℓあたり	1枚あたり	自治体名
0.4円	18円	黒部市、魚津市、入善町、朝日町、南砺市
0.67円	30円	高岡市、小矢部市、氷見市、射水市
0.75円	30円	砺波市

（参考：隣県自治体の状況）

1.0円	45円	金沢市、新潟市、長野市
------	-----	-------------

② 料金体系

県内の導入済10市町の全てで「排出量単純比例型」を採用している。

排出量単純比例型…ごみの排出量に応じて手数料を負担する方式

（例）1ℓあたり手数料1円の場合



※袋代の取扱いについては、自治体により異なる。

③ 手数料の徴収方法

ごみ処理手数料を専用ごみ袋に上乗せして、徴収している。

徴収方法	割合	自治体名
専用ごみ袋方式	60%	高岡市、氷見市、小矢部市、砺波市、南砺市、射水市
併用方式（※）	40%	魚津市、黒部市、入善町、朝日町

（※）併用方式・・・基本は専用ごみ袋を使用するが、粗大ごみ等の専用ごみ袋に入らないものは、シールを貼って出す方式

（３） 県内自治体のごみ排出量の推移

生活系ごみ（可燃＋不燃＋資源）１人１日あたりの排出量の推移

（単位：g／人日）

No.	市町村名	有料化 導入年月	H17	H22	H27	R4	H17 比
1	富山市		854	751	736	682	▲20%
2	a	H10. 10	695	641	591	565	▲19%
3	b	H 7. 4	822	778	773	704	▲14%
4	c	H19. 4	661	593	636	640	▲ 3%
5	d		918	723	776	794	▲14%
6	e	H 7. 4	837	769	811	711	▲15%
7	f	H 4. 4	543	555	559	704	30%
8	g	H 7. 10	500	467	534	630	26%
9	h	H16. 11	568	555	560	624	10%
10	i	H15. 4	722	663	667	626	▲13%
11	j		582	732	775	674	16%
12	k		731	722	772	811	11%
13	l		783	901	766	773	▲ 1%
14	m	H 7. 4	1,016	900	979	988	▲ 3%
15	n	H 7. 4	775	843	926	951	23%
県平均			765	700	695	673	▲12%
（参考）全国平均			782	697	660	620	▲21%

※環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」より引用。

(参考) 指定ごみ袋の大きさ等について

① 呉市

種類		袋の大きさ	販売金額 (10枚1セット)
燃やせるごみ	指定袋	40ℓ	400 円
		30ℓ	300 円
		20ℓ	200 円
		10ℓ	100 円
燃えないごみ	指定袋	30ℓ	300 円
		20ℓ	200 円
		10ℓ	100 円
粗大ごみ	指定シール	1枚 300 円 ※指定袋に収まらない大きさのごみ。 ※2mを超えるものはシール2枚。	



② 金沢市

種類		袋の大きさ	販売金額 (10枚1セット)
燃やせるごみ 燃やせないごみ (共通)	指定袋	45ℓ	450 円
		30ℓ	300 円
		20ℓ	200 円
		10ℓ	100 円
		5ℓ	50 円



③ 長野市

種類		袋の大きさ	販売金額 (10枚1セット)
燃やせるごみ	指定袋	40ℓ	400 円 + 袋代
		30ℓ	300 円 + 袋代
		20ℓ	200 円 + 袋代
		10ℓ	100 円 + 袋代
燃えないごみ	指定袋	30ℓ	300 円 + 袋代
		20ℓ	200 円 + 袋代
粗大ごみ	指定シール	1枚 40 円 ※指定袋に入らない物で、大きさが 1m×50cm×50cm 以内のごみ。	



⑤ 啓発用リーフレットの作成・配布（全戸） ※令和6年3月。

⑥ 出前講座

「プラスチック資源一括回収」の内容を含め行ったもの。

令和5年度実績38回、令和6年度は5月31日現在15回

⑦ 啓発動画の制作・公開 ※令和6年4月。

「プラスチック資源一括回収」及び「3R」の周知・啓発動画を作成し、富山市ホームページで公開。富山市公式LINEで周知を図った。



啓発動画掲載ページ



⑧ その他の周知・啓発活動

- ・メディア出演（ケーブルテレビ富山、富山シティエフエム）
- ・市内公共交通機関におけるポスター掲示及びデジタルサイネージ掲載
- ・富山映像大賞作品ライブラリ（デジタルサイネージ）への掲載

（2）今後の取り組みについて

- ・プラスチック資源の排出量や「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の排出量の変化を把握し、収集体制・集積場への影響、処理にかかる費用の影響等について検証する。
- ・プラスチック資源の分別排出について、あらゆる媒体を活用して、さらなる周知・啓発を行っていく。
- ・不純物の混合状況を把握し、引き続き、市民へ正しい分別の方法について啓発を行う。

<参考> 前年同月比での排出量の比較

（単位：トン）

	R5.5 末	R6.5 末	増減
燃やせるごみ	13,237.36	13,828.49	591.13
燃やせないごみ	796.67	740.00	▲56.67
プラスチック資源	389.65	454.38	64.73

2 ごみ減量化に向けた啓発事業 ～今後の予定について～

(1) 家庭ごみの減量化を考えるワークショップ及びフォーラムの開催

① ワークショップ

個人、各種団体の様々な立場や年代の方へ参加を募集し、富山市における家庭ごみの現状を捉え、各々が持ち寄ったごみの減量化・有料化に対する考え方やごみを減らす実践例について意見を交わすことで、ごみ減量化に対してより深く理解していただく参加者主体の学びの場とする。

第1回 日時 令和6年8月4日(日) 13時～15時

場所 大久保ふれあいセンター「大研修室」

第2回 日時 令和6年8月18日(日) 13時～15時

場所 富山市民プラザ「AVスタジオ」

定員 各回25人程度。

※グラフィックレコーディングにより、
ワークショップの意見を視覚的に
記録し、9月に開催予定のフォーラム
会場内で展示する。



② フォーラム

家庭ごみの減量化に関する有識者をお招きし、ごみの減量化・有料化に対する考え方や、地域におけるごみ削減に向けた取組みについてのパネルディスカッション等を行い、市民の意識醸成と行動変容を促すことを目的とするフォーラムを開催する。

日時 令和6年9月28日(土) 午後(予定)

場所 富山市民プラザ「アンサンブルホール」(予定)

定員 280人程度



(2) 生ごみの減量化と再資源化に向けた実証事業

① ダンボールコンポスト普及啓発事業

富山市消費生活教室の参加者に対し、ダンボールコンポストの作り方や管理方法について説明するとともに、ダンボールコンポストに必要な材料を配付して、生ごみの堆肥化や家庭菜園等での自家消費を体験していただくもの。参加者へのアンケート調査や堆肥の成分調査を行い、今後の事業継続の可能性について検証する。



② 地域循環型生ごみ堆肥化モデル事業

生ごみの減量化と地域循環型のリサイクルシステム構築に向けた実証事業を市内1か所で行う。屋外設置型の生ごみ処理機（処理能力 30kg／日）を公共施設の敷地内に設置し、住民が生ごみを持ち込み堆肥化したものを、公共施設の花壇や家庭菜園等に活用する取組みを行い、効果を検証する。

(令和6年10月頃の稼働に向けて調整中)



(出典) 立科町ホームページ「蓼科生ごみ処理ステーション」